

工事・県内

[令和3・4年度6月追加申請]

# 沖縄県建設工事入札参加資格 審査申請書提出要領

県内業者(主たる営業所(本店・本社)を県内に置く者)用

※ 入札参加資格審査申請後、変更事項が発生した場合の変更届・承継についての申請様式も掲載していますので、この要領は審査後も捨てないでください。

沖縄県 土木建築部 技術・建設業課

# 目 次

1. はじめに .....	1
2. 申請の手順 .....	1
3. 建設工事入札参加資格申請要件	
(1) 申請要件 .....	2
(2) 留意事項 .....	3
4. 申請の方法	
(1) 受付期間 .....	4
(2) 申請方法及び郵送先 .....	4
(3) 提出書類一覧表 .....	5
(4) 提出方法及び提出部数 .....	8
(5) 結果の通知 .....	8
(6) 申請以後の変更届 .....	9
(7) 入札参加資格の承継 .....	9
別表 市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表 .....	10
別表 資格区分コード表 .....	11
入札参加資格申請後変更届出書 ※第3号様式(第7条関係) .....	12
建設工事入札参加資格承継書 ※第4号様式(第8条関係) .....	13

## 1. はじめに

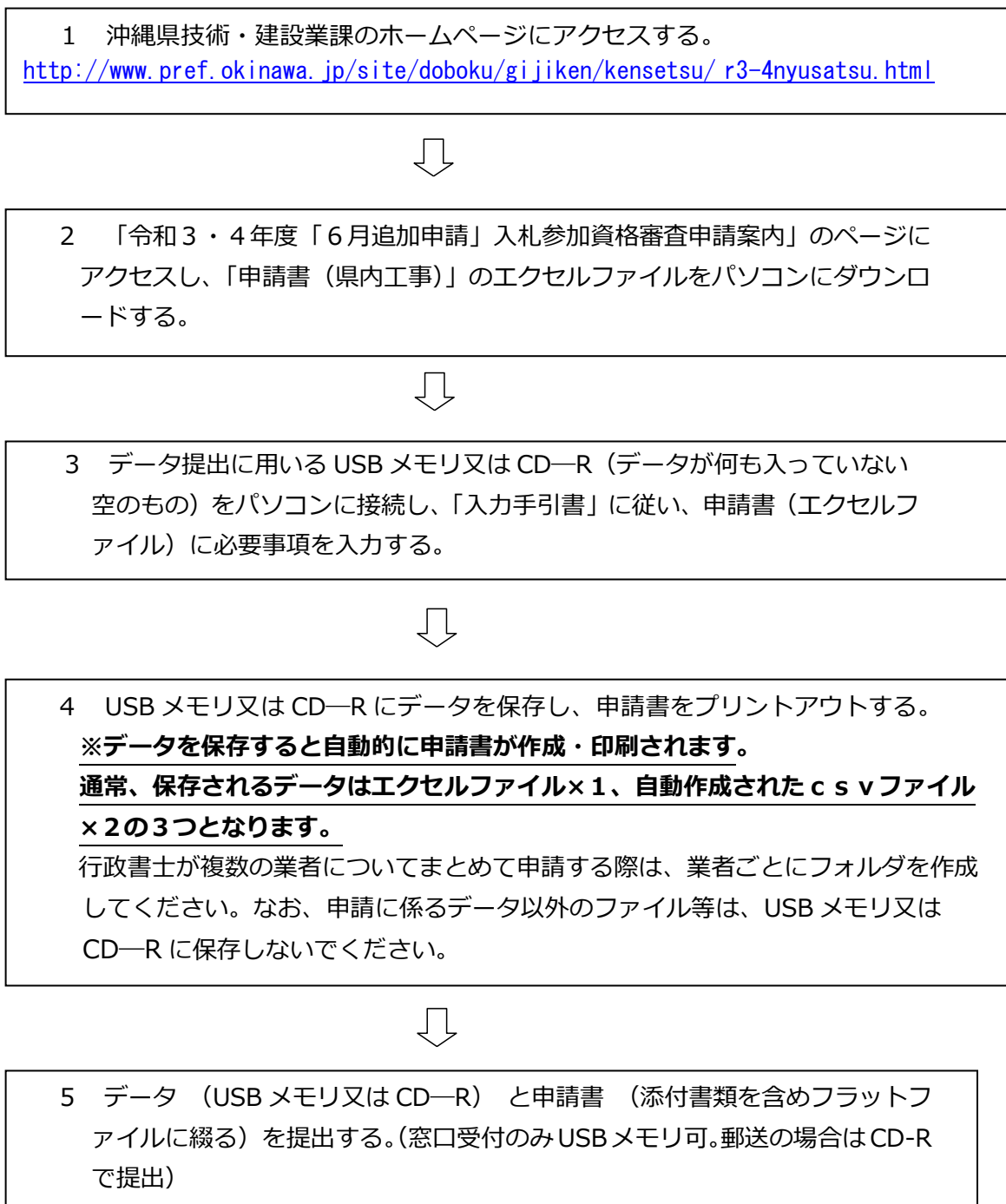
沖縄県が発注する令和3・4年度の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

なお、国や市町村等、沖縄県以外の公共工事に入札参加を希望する者は、各発注機関に対して別途申請が必要です。

## 2. データ申請の実施

USBメモリ（窓口受付のみ）又はCD-Rを用いたデータ申請及び受付を行います。

### データ申請の手順



### 3. 建設工事入札参加資格申請要件

#### (1) 申請要件 (※基準日は令和3年6月1日とする。)

次の①から⑫を全て満たしていること。

- ① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。  
(適用が除外されている場合を除く)
- ② 雇用保険に加入していること。  
(適用が除外されている場合を除く)
- ③ 建設業退職金共済制度(建退共)等に加入していること。
- ④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。(加入免除されている業種を除く)

※免除業種

〔 タイル工事、板金工事、内装工事(防音工事を除く)、建具工事(屋外で施工する工事を除く)、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事 〕

- ⑤ 申請する業種について、建設業許可を受けていること。
- ⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑦ 申請する業種について、審査基準日が令和3年5月31日までに経営事項審査を受審し、総合評価値の通知を受けていること。
- ⑧ 営業開始後1年を経過していること。
- ⑨ 申請する業種について、⑦の結果通知書における年間平均(2年又は3年)完成工事高があること。ただし、格付5業種(土木、建築、電気、管、舗装)については、年間平均(2年又は3年)完成工事高が500万円以上であること。
- ⑩ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑪ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は心身の故障により建設業を適正に営むことができない者でないこと。
- ⑫ 沖縄県暴力団排除条例(平成23年沖縄県条例第35号)第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### (2) 留意事項

- ① 「官公需適格組合」及び「合併・譲渡・分割等の企業再編等」を実施した事業者には、特例の適用があります。詳細については、技術・建設業課 建設業指導契約班 (TEL098-866-2374)へ確認願います。
- ② 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が13万4千円を下回る者は認められません。

- ③ 入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは、資格の登録を行わないこと、または資格の登録を取り消すことがあります。
- ア. 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
  - イ. 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
  - ウ. 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不相当であると認められたとき。
- ④ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和5年3月31日までです。
- ア. 追加受付は、令和3年度中に2回実施する予定です。(今回及び12月)
  - イ. 受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請してください。
- ⑤ 令和元年・2年度(平成31・32年度)入札参加資格を持っていない業者で電子入札対応であることを条件とする業種及び等級格付を新規で申請する業者は、記載例を参考に誓約書を提出してください。

(誓約書記載例)	
<b>誓 約 書</b>	
<p>沖縄県知事 殿</p> <p>私は、令和3・4年度沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書において、電子入札対応業者であることを等級格付の条件とする業種を新規で申請するにあたって、下記の事項について誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「入札参加適格合格通知書」の取得後は、直ちに電子入札システムへの登録手続き等を行い、入札参加資格の条件を満たします。</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日</p> <p>所在地      沖縄県○○市○○    ○○番地○○          商号名称    株式会社 ○○○○          代表者名    代表取締役 ○○ ○○    印</p>	

## 4. 申請の方法

### (1) 受付期間

令和3年6月7日(月) ～ 6月11日(金) ※郵送の場合は、必着

## (2) 申請方法及び郵送先

窓口受付又は郵送申請

※窓口受付は、予約制となります。受付方法については、別紙「窓口受付の予約について」をご確認ください。

※郵送申請の場合は、書留郵便等（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。

知事許可業者については所轄の土木事務所、大臣許可については本庁技術・建設業課になります。

【窓口・郵送先】

【知事許可業者】

沖縄県北部土木事務所庶務班宛

〒905-0015 名護市大南 1-13-11 TEL 0980-53-1255

沖縄県中部土木事務所庶務班宛

〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34 TEL 098-894-6510

沖縄県南部土木事務所庶務班宛

〒900-0029 那覇市旭町 116-37 TEL 098-866-1129

沖縄県宮古土木事務所総務用地班宛

〒906-0012 宮古島市平良西里 1125 TEL 0980-72-2769

沖縄県八重山土木事務所総務用地班宛

〒907-0002 石垣市真栄里 438-1 TEL 0980-82-2217

【大臣許可業者】

沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契班宛

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 TEL 866-2374

(郵送する際の注意事項)

1. 封筒の表面に「R3.4 入札参加申請書（県内追加）」、「会社名」及び「建設業許可番号」を明記してください。
2. 書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。
3. 申請期間中に申請書を提出された場合であっても、提出書類等の不備により指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できないこともあります。
4. 訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので、早めに提出してください。
5. 書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受付印を押印し返却しますので、返信先を記入し切手を貼付した返却用封筒又はレターパックを同封してください。申請データの保存媒体は CD-R を利用してください。（保存媒体はこちらで処分します）

## (3) 提出書類一覧表

提出書類 No.2 から No.4 については、技術・建設業課ホームページに掲載の「入力手引書」を参照し、エクセルにより作成してください。また、提出する書類は、データ保存を行った際に自動出力されたものを提出してください。

※提出書類は、申請書チェックシートで確認のうえ提出してください。

No	提出書類等	備考
1	申請データ (USB (窓口のみ) 又は CD-R) 申請データ以外は、何も保存しないこと CD-R 表に「会社名」「許可番号」を記入	申請書 (エクセルファイル) に、「入力手引書」に従い必要事項を入力し、自動出力されたデータが保存された CD-R (受付後、こちらで処分します)
2	建設工事入札参加資格審査申請書 (第 1 号様式) (※ 1)	令和 3 年 6 月 1 日現在の状況を記入 担当者名等を記入 <b>※押印不要</b>
3	建設工事入札参加資格審査申請書 (2 枚目) (※ 1)	令和 3 年 6 月 1 日現在の状況を記入
4	技術職員有資格者名簿 (※ 1)	令和 3 年 6 月 1 日現在で在籍する常勤の技術者。格付 5 業種を申請する場合のみ記入 「健康保険、厚生年金保険にかかる標準報酬決定通知書等写し」の名前順に入力してください。 <u>※標準報酬月額が 13 万 4 千円を下回る者は技術者として認められません。</u>
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	審査基準日が、令和 3 年 5 月 31 日までに受けた有効かつ直近の総合評定値の通知
6	建設業許可通知書又は許可証明書	写し可
7	建設業労働災害防止協会加入証明書	写し可
8	県税納税証明書 (法人事業税又は個人事業税) <u>※直前 2 期分 (※ 2)</u>	<u>未納税額がないことの証明書 (写し可)</u> ※県税全税目証明書を提出する場合は、確定申告後又は決算後の納付が確認できる証明日であること。
9	国税納税証明書 (法人税又は申告所得税) 及び (消費税及び地方消費税)、 または 電子納税証明書 (電子データ) 及び 納税証明データシート (電子データをプリントアウトしたもの) (※ 2)	<u>未納税額がないことの証明書 (写し可)</u> 様式その 3 の 2 (個人事業者) 様式その 3 の 3 (法人事業者)  e - T a x 利用の場合 電子納税証明書 (電子データ) のファイル名を 「許可番号(8 桁).xml」と変更し CD-R (受付後、こちらで処分します) に保存する。また、納税証明データシートをフラットファイルに綴る。

No	提出書類等	備考
10	ISO9000S ISO14000S エコアクション21の認証取得を示す登録証の写し（和文表記の登録証を提出）	令和3年6月1日時点でISO、エコアクション21の認証取得済みの者で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 ※ISO9001 ISO14001については、No5「総合評定値通知書」において、ISOの登録の有無が「有」となっている場合、提出は不要。 （フラットファイルには綴らないこと）
11	障害者雇用状況報告書の写し （令和2年6月1日現在の状況）（※3）	障害者の <u>法定雇用義務がある事業所</u> はすべて提出 （フラットファイルには綴らないこと）
12	障害者手帳の写し、療育手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し及び在籍が確認できる書類の写し（年末調整・健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面等）	障害者の <u>法定雇用義務がない事業所</u> で、令和2年6月1日時点で障害者を雇用している場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 （フラットファイルには綴らないこと）
13	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し※ <u>提出は1枚でよい。</u>	格付5業種を申請する場合のみ提出 ※「 <b>事業者番号</b> 」を確認できる書類
14	No.4「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写しまたは登録証の写し（両面コピー可）	格付5業種を申請する場合で、別表「資格区分コード表」に記載されている申請業種に係る資格のみ提出 ※技術士は合格証の写しでは不可
15	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等（船員保険含む）の写し又は監理技術者資格者証の写し等（両面コピー可）	格付5業種を申請する場合のみ提出 ※ <b>雇用の規模、技術者の常勤、新卒者雇用、若年者雇用、不当要求防止責任者の確認書類</b> ・報酬月額が13万4千円未満の場合は、常勤の技術者として認められません。 ・個人事業者（従業員が4人以下）で適用除外の場合は、「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し（3ヶ月分）」を添付すること。（技術者が事業主本人及び家族従業員の場合は除く）



No	提出書類等	備考
16	令和元年（平成31年）・2年に卒業した新卒者雇用に係る「卒業証書の写し」又は「卒業証明書（写し可）」（1名分のみ）	令和3年6月1日時点で新卒者（令和元年（H31）・2年）を雇用している企業が格付5業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 ※新卒者雇用に関する加点は、人数に関係なく一律5点となっているため、提出書類は1名分のみ （フラットファイルには綴らないこと）
17	不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	令和3年6月1日時点で不当要求防止責任者を配置している企業が格付5業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 ※講習年月日が平成29年6月1日～令和3年6月1日の間となっている必要がある。 （フラットファイルには綴らないこと）
18	「協力雇用主登録書控えの写し」又は「協力雇用主に関する証明書（写し可）」	令和3年6月1日時点で協力雇用主の登録を行っている企業が格付5業種を申請する場合で、県独自評点において加点を希望する者のみ提出 （フラットファイルには綴らないこと）
19	社会保険料納入確認書（写し可）（※2）	No5「総合評定値通知書」において健康保険・厚生年金保険、雇用保険及び建設業退職金共済制度の加入が「無」となっている場合にのみ提出 ※社会保険料（健康・厚生年金保険、労働保険）については、令和3年3月分の未納がないこと
20	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可）	
21	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し可）又は他退職金共済事業加入証明書（写し可）	
22	電子入札システムより出力される利用者情報	格付5業種を申請する場合で、電子入札対応業者である場合に提出 ※出力方法については、下記URLを参照ください。 <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html</a>
23	結果通知書送付用切手（120円分） 申請書（副）返却用封筒（切手貼付）又はレターパック（郵送の場合のみ）	結果通知用切手は封筒に貼り付けたりせず、同封すること ※（副）返却用封筒には切手を貼付すること

※1 No.2～4の書類は、データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの。

※2 徴収猶予の「特例制度」を受けている者は、下記の証明書（写し）を提出すること。  
県税（法人事業税又は個人事業税）・・・「徴収猶予許可通知書」

国税（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税）・・・「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」

社会保険料及び労働保険料等・・・「納付の猶予（特例）許可通知書」

※3 障害者雇用義務については、労働者数が45.5人以上の事業所が対象となります。詳しくは沖縄労働局職業対策課 TEL098-868-3701 に確認してください。

#### (4) 提出方法及び提出部数

① USB（窓口のみ）又はCD-R（受付後処分します）表に許可番号、商号名称等を記入

② 申請書類等

以下に示すとおり書類を整理し、背と表に建設業許可番号と商号名称を記入したA4のフラットファイル（色は自由）に綴じ込んで提出してください。

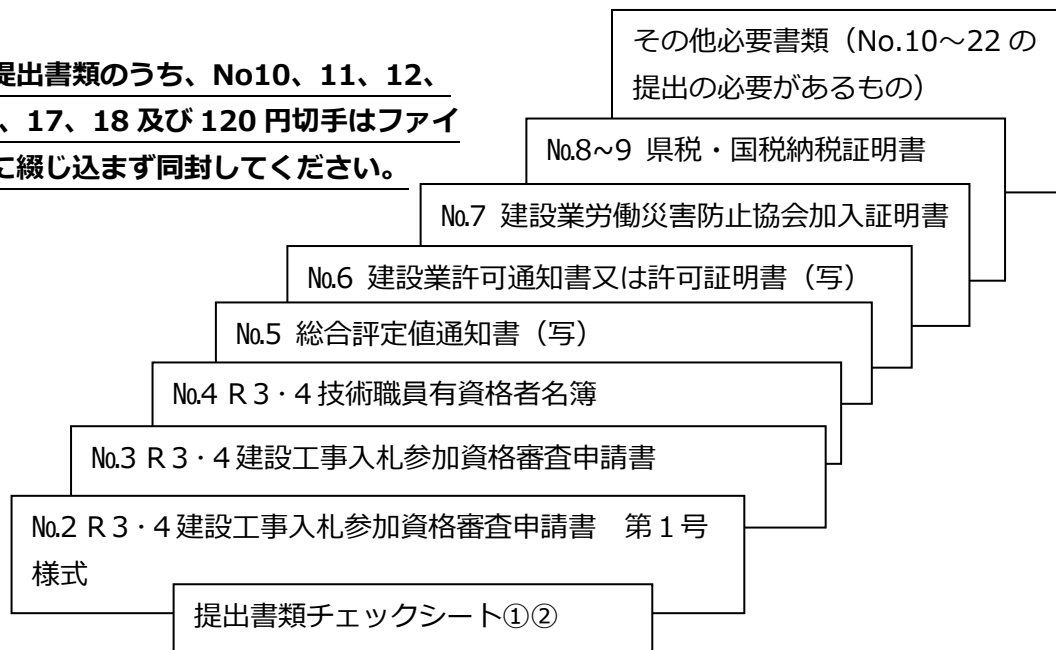
※提出書類は、チェックシートで確認のうえ提出してください。

※フラットファイルに綴らない書類は、許可番号を右上に記入してクリアファイルに入れて提出してください。

提出部数：2部（1部は県受付用原本（県控え）、1部は受付後申請者へ返却します。（写し可）（申請者控え））

郵送の場合は、申請書（副）についてはNo2、No3、No4のみ提出可。（添付書類は不要）

※提出書類のうち、No10、11、12、16、17、18及び120円切手はファイルに綴じ込まず同封してください。



※チェックシート①②で提出書類を確認後フラットファイルの一番上に綴ってください。

格付5業種を申請する場合・・・「チェックシート①②」

格付5業種以外を申請する場合・・・「チェックシート①のみ」

#### (5) 結果の通知

審査結果は令和3年8月中旬までに申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、技術・建設業課 建設業指導契約班（TEL098-866-2374）で結果通知後30日以内に限り受付します。

## (6) 申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、下記の事項に変更があった場合は、変更届出書と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

下記以外の変更事項（技術者の追加・削除、経審・許可の更新など）については、変更届を提出する必要はありません。

様式は、技術・建設業課ホームページからダウンロード出来ます。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kensetsu/r3-4henkou.html>

変 更 事 項	添 付 （ 確 認 ） 書 類
許可の変更 （特定 → 一般、 知事←→大臣の場合のみ）	建設業許可通知書（写）又は許可証明書（原本又は写）
商号名称	商業登記簿(写)、又は建設業許可の変更届出書(写)（様式 22 号の 2）
本社の所在地	（同上） ※郵便番号も記載すること
代表者	（同上）
電話番号及び F A X 番号	なし
廃業（一部廃業含む）	なし

※ 1 【提出部数】 1 部 （必要に応じて控えを作成してください。）

【提出先】 知事許可業者：所轄の土木事務所

大臣許可業者：技術・建設業課 建設業指導契約班（県庁 11 階）

## (7) 入札参加資格の承継

合併・営業譲渡・分割等による事業の承継については、

技術・建設業課建設業指導契約班（TEL 098-866-2374）へ 事前にお問い合わせください。

なお、承継の申請を行う場合には、別添の「建設工事入札参加資格承継書」の提出が必要です。

## 市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所		市町村名	コード	土木事務所
国 頭 郡	那覇市	47201	南部	中 頭 郡	読谷村	47324	中部
	宜野湾市	47205	中部		嘉手納町	47325	中部
	石垣市	47207	八重山		北谷町	47326	中部
	浦添市	47208	中部		北中城村	47327	中部
	名護市	47209	北部		中城村	47328	中部
	糸満市	47210	南部		西原町	47329	中部
	沖縄市	47211	中部				
	豊見城市	47212	南部				
	うるま市	47213	中部				
	宮古島市	47214	宮古	島 尻 郡	与那原町	47348	南部
	南城市	47215	南部		南風原町	47350	南部
					渡嘉敷村	47353	南部
					座間味村	47354	南部
					粟国村	47355	南部
					渡名喜村	47356	南部
					南大東村	47357	南部
					北大東村	47358	南部
					伊平屋村	47359	北部
				伊是名村	47360	北部	
			久米島町	47361	南部		
			八重瀬町	47362	南部		
			宮古	多良間村	47375	宮古	
			八重山	竹富町	47381	八重山	
				与那国町	47382	八重山	

## 資格区分コード表

業種	区分	コード	資格名
土木	1級技術者	111	1級建設機械施工技士
		113	1級土木施工管理技士
	2級技術者	212	2級建設機械施工技士
		214	2級土木施工管理技士(土木)
	技術士(土木)	709	技術士:建設部門
		712	技術士:農業部門
		713	技術士:森林部門
		714	技術士:水産部門
建築	1級技術者	120	1級建築施工管理技士
		137	1級建築士
	2級技術者	221	2級建築施工管理技士(建築)
		238	2級建築士
	積算士	076	建築積算士 (建築コスト管理士含む)
電気	1級技術者	127	1級電気工事施工管理技士
	2級技術者	228	2級電気工事施工管理技士
		155	第一種電気工事士
管	1級技術者	129	1級管工事施工管理技士
	2級技術者	230	2級管工事施工管理技士
舗装	1級技術者	111	1級建設機械施工技士
		113	1級土木施工管理技士
	2級技術者	212	2級建設機械施工技士
		214	2級土木施工管理技士(土木)

第3号様式 (第7条関係)

入札参加資格審査申請後変更届出書

年 月 日

大臣・知事コード

許可番号   第        号

沖 縄 県 知 事 殿

商 号 名 称

代 表 者

令和3年・4年度 建設工事入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

### 建設工事入札参加資格承継書

年 月 日

沖縄県知事 殿

許可番号  
被承継者  
住 所  
商号又は名称  
代表者名

許可番号  
承 継 者  
住 所  
商号又は名称  
代表者名

令和 3・4 年度 沖縄県建設工事入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

(資格承継する業種及び等級)		業 種
等 級	業 種	

沖縄県指令土第 号
申請のとおり承認します
年 月 日
沖縄県知事